破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第２０号
北海道岩内郡岩内町字高台191番地３　コーポ高台１号室
債務者　林　　七恵（旧姓斎藤）
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２７年（フ）第３３３号
群馬県佐波郡玉村町大字樋越392番地15　萩原住宅Ｅ
債務者　清水　和夫
1　決定年月日時　平成28年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３３４号
群馬県前橋市富士見町石井1312番地３
債務者　清水　晃弥
1　決定年月日時　平成28年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３４６号
群馬県前橋市日吉町３丁目18番地１　サンシティー日吉　Ａ―202号
債務者　渡邊　英樹
1　決定年月日時　平成28年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１３３８号
埼玉県川口市西川口５丁目15番19―205号　グランディール西川口
債務者　内田　　武
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３７４号
さいたま市緑区松木２丁目31番地６　茜ハイム103
債務者　諏訪千枝子
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３９７号
さいたま市北区土呂町１丁目70番地12　マサルマンション203
債務者　飯野　恭平
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３９８号
さいたま市北区土呂町１丁目70番地12　マサルマンション203
債務者　飯野　綾子（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４１２号
さいたま市見沼区大字大谷445番地５
債務者　内藤　　亮
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４１６号
埼玉県川口市東領家２丁目６番５―302号　グランベル
債務者　藤巻　伸幸
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４３４号
さいたま市浦和区北浦和３丁目17番７号
債務者　岡嶋　裕子
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４７７号
埼玉県川口市安行出羽４丁目７番１号　ピュアシャングリラＢ棟101号
債務者　高橋　直之
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２６号
さいたま市見沼区東大宮１丁目73番地17　ヴァンベール105
債務者　大西　紘治
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６号
埼玉県春日部市粕壁東３丁目３番13号
債務者　間宮　雅子
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第６８４号
埼玉県川越市脇田新町17番地３（ホーム花202号室）
債務者　兼村　景子
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２２号
埼玉県熊谷市本町２丁目29番地
債務者　古橋　邦夫
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第２２５号
長野市大字金箱261番地
債務者　荒井　俊彰
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
長野地方裁判所民事部破産係